

令和7年 第3回香芝市教育委員会会議（3月定例）会議録

日時 令和7年3月25日(火)
午後2時00分より
場所 香芝市役所5階委員会室

〔出席者〕

教育長 小西 友吉
委員（教育長職務代理者） 田中 貴治
委員 關野 英明
委員 中尾 茜
委員 青木 恒夫

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育部次長（教育総務課長事務取扱） 玉村 晃章
教育部次長（生涯学習課長事務取扱） 隈崎 倫夫
学校教育課長 陀安 龍也
学校支援室長 松林 和美
保健給食課長 青木 雄樹
文化財課長 奥田 昇
市民図書館長 大橋 典子

〔書記〕

教育総務課主幹 木原 健次

- 日程1 定足数の確認
日程2 開会の宣言

教育長 令和7年第3回香芝市教育委員会会議を招集したところ、委員各位には公私何かと御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。本会議が円滑に運営できますよう御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長 それでは、出席者が定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回定例教育委員会会議を開催いたします。
委員並びに事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、又はマナーモードにしてください。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により写真・録音等が禁止されておりますのでよろしくお願いいたします。

- 日程3 署名委員の指名について

教育長 本日の署名委員は、關野委員、中尾委員にお願いしたいと思います。

- 日程4 諸報告について

それでは、日程に基づきまして、日程4の諸報告として私から報告いたします。

2月24日（月）、第48回公民館まつりに参加しております。文化センターで式典と発表を見させていただきました。それから、公民館で作品の展示を鑑賞させていただきました。とても素晴らしい作品がたくさんございました。

2月17日（月）から令和7年第1回香芝市議会が始まり、25日（火）は一般質問、26日（水）は総務建設委員会、そして28日（金）は福祉教育委員会で行いました。

3月2日（日）、スポーツ少年団の退団式に行かせていただきました。元気な子どもたちの姿を見させていただきました。

3月3日（月）と4日（火）は予算特別委員会で行いました。

3月5日（水）、教職員人事ヒアリングということで、奈良県立教育研究所において、学校教育課長とともに参加し、全小中学校の人事ヒアリングを管理主事とさせていただきます。こちらの要望をいろいろと聞いていただきました。

3月6日（木）、香芝市立小中学校校長会。今年度、最後の校長会になりました。小学校で3名の校長先生、中学校で2名の校長先生が退職となります。

3月7日（金）、香芝市議会本会議で行いました。

3月8日（土）、市町村対抗子ども駅伝大会。昨年よりも少し順位は落ちましたが、子どもたちはしっかり事前の準備をして走ってくれましたので、私は精一杯応援をいたしました。

3月10日（月）、株式会社奥村組から中学校に大型モニターの寄贈がございました。また、この日は小中学校の教頭会を開催しております。

3月12日（水）、給食調理備品等を納入されている株式会社中西製作所から、中学校に楽器等を寄贈いただいております。もう既に使っている様子も会社の方に見ていただくことができました。その日の午後から、社会教育委員会議に出席させていただきました。その後、教職員人事の内示手交式がございました。今年度は退職14名。市内配置転換22名、うち校長が4名、校長昇任が3名、教頭が2名、教頭昇任が3名、主幹教諭昇任が1名、教諭が9名。それから市外への転出17名。再配置7名。計60名の異動がございました。

3月13日（木）、公民館運営審議会が開かれております。

3月14日（金）、中学校の卒業証書授与式でしたが、私は青木委員と共に香芝中学校の卒業証書授与式に出席しております。どの中学校も大変いい卒業式であったという報告を聞いております。大変うれしかったです。それから、午後は畿央大学の「地域デザイン演習発表会」に参加しております。

3月17日（月）、令和6年度第2回香芝市史編さん委員会が開かれております。それから、すみれ教室の運営に係る打合せということで、すみれ教室の先生方にも来ていただいて、学校支援室を中心に打合せをしております。これからは、2ヶ月に1回行う予定です。

3月18日（火）、関屋幼稚園の卒園式に行かせていただきました。この3月で休園ということで、私、行かせていただきました。その場にいた全員が一体となった、大変いい卒園式をしていただきました。

3月19日（水）、小学校の卒業証書授与式でしたが、私は志都美小学校の卒業証書授与式に出席させていただきました。会場（体育館）に入りましたら、子どもたちの体の大きさに合わせた模造紙に絵が描いてあり、そこに将来の希望が書いてありました。30数名の子どもたちなので、そういうことができたのかなと思います。会場の雰囲気はとても良かったですし、素晴らしい卒業式をしていただきまして、非常に感動いたしました。

そして本日の午前中に文化庁と県から御担当の方に来ていただいて、令和6年度史跡整備検討委員会を開いております。諸報告は以上でございます。

教育長 ただいまの報告につきまして、御質問等はございませんか。

追加案件について

教育長 質問等がないようですので、日程5に進みたいと思いますが、本日議題に入る前に、追加案件（1）議第13号「香芝市史編さん委員会の委員解任及び任命について」、追加案件（2）議第14号「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」、追加案件（3）議第15号「香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止することについて」が提出されております。ここで、議案を日程に追加し、審議することに御異議ございませんか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、追加議案を案件（11）の後に追加し、審議することといたします。

日程5（1） 承第3号「香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部改正に関する報告及び承認について」

教育長 案件（1）承第3号「香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部改正に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いいたします。
限崎教育部次長。

限崎教育部次長 それでは、承第3号「香芝市有料公園施設の管理に関する規則の一部改正に関する報告及び承認について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年3月香芝市議会定例会において議決されました「香芝市都市公園条例の一部改正」により、「香芝市有料公園施設の管理に関する規則」について改正の必要が生じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を聴取する必要がございましたが、議案調製の都合により会議を開催する暇（いとま）がなかったため、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定に基づき、教育長による臨時代理を行いましたので、同規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、条例改正に伴う文言整理でございます。

以上、慎重に御審議いただき原案承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 本案につきまして、御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程 5（2） 議第 4 号「令和 7 年度産業医の委嘱について」

教育長 案件（2）議第 4 号「令和 7 年度産業医の委嘱について」を事務局より説明をお願いします。
玉村教育部次長。

玉村教育部次長 それでは、議第 4 号「令和 7 年度学校産業医の委嘱について」の提案理由を御説明申し上げます。議案書 4 ページ、議案別紙 1 ページを御覧いただけますでしょうか。

本案は労働安全衛生法第 13 条第 1 項及び労働安全衛生法施行令第 5 条の規定により、下田小学校、香芝中学校に産業医を選任する必要がありますことから、丸橋裕之医師を選任し産業医に委嘱したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 4 号の規定に基づきまして、議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重に御審議いただきまして、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんか。

教育長 よろしいですか。

教育長 本件につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程 5（3） 議第 5 号「令和 7 年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

教育長 案件（3）議第 5 号「令和 7 年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」事務局より説明をお願いいたします。
保健給食課長。

保健給食課長 それでは、議第 5 号「令和 7 年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」につき、提案理由を申し上げます。議案書 5 ページ並びに議案別紙 2 ページを御覧くださいませ。

本案は、学校保健安全法第 23 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項並びに香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第 2 条第 13 号の規定に基づき、別紙名簿記載の者に令和 7 年度の香芝市立小・中学校及び幼稚園における内科医・歯科医・薬剤師の職を委嘱することについて議決を求めるものでございます。

なお、名簿に記載されております医師・歯科医師・薬剤師につきましては、香芝市医師会、歯科医師会及び学校薬剤師会よりそれぞれ御推薦をいただいております。

何とぞ慎重に御審議いただきまして、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程 5（4） 議第 6 号「香芝市学校給食費徴収規則の一部改正について」

教育長 案件（4）議第 6 号「香芝市学校給食費徴収規則の一部改正について」を事務局より説明をお願いします。
保健給食課長。

保健給食課長 それでは、議第 6 号「香芝市学校給食費徴収規則の一部改正について」につき、提案理由を申し上げます。議案書 6 ページ以降を御覧ください。
本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、本規則の一部を改正することにつき議決を求めるものでございます。
改正の内容といたしましては、第 1 号様式及び第 2 号様式の改正を行うものでございます。
何とぞ慎重に御審議いただきまして、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。
田中委員。

田中委員 第 1 号様式「学校給食減額申請書」、2 号様式「学校給食等停止・再開報告書」、非常に見やすくなったのかなと思います。これで特にアレルギー対応など、このほうがわかりやすくなって間違いが起これにくくなるのではないかと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。
他に、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 本案につきまして御異議ないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程 5（5） 議第 7 号「香芝市スポーツ推進委員の委嘱について」

教育長 続きまして、案件（5）議第 7 号「香芝市スポーツ推進委員の委嘱について」を事務局より説明をお願いいたします。
隈崎教育部次長。

隈崎教育部次長 それでは議第 7 号「香芝市スポーツ推進委員の委嘱について」の提案理由

の説明をさせていただきます。議案書の11ページ、議案書別紙の3ページを御覧ください。

本案は、香芝市スポーツ推進委員につきまして現委員が令和7年3月31日で任期満了となりますことから、スポーツ基本法第32条第1項により、改めまして、別紙のとおり13名の委員の委嘱につきまして、議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重に御審議いただき、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。
青木委員。

青木委員 委員さんのことに関しまして、何か異議があるというものではございません。私が思いますに、今回、新任のスポーツ推進委員さんが3名おられますが、スポーツ推進委員とは何であるかというような御説明であるとか、そういった研修というものを受けてこられたのか、また、これからそういったことをしていただくことができるのであろうかということについて一つ御質問させていただきます。

といたしますのが、非常に出席率が低いと思います。この1年間、スポーツ推進委員さんが実際に何をやってこられたのか、それが何を見たらわかるのか。前回の減額補正の補正予算にも関連してくることでございますが、非常に残念なことにたくさんの方が欠席されております。そういったことを防ぐためにも、使命といいますか、責任といいますか、そういったものを持ってもらえるような研修を一つお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

教育長 隈崎教育部次長。

隈崎教育部次長 まず、スポーツ推進委員の委嘱にあたって、事前に何がしかの研修を受けておられるということは特にございません。過去の経験や現在のスポーツへの関わり方等から選ばせていただいているということでございます。ただ、委員がおっしゃっているように、予算自体は基本、最大限という枠で取らせていただくのですが、減額をさせていただいていることも事実でございます。今おっしゃっていただいた研修等につきましては、市のほうでも事務局からスポーツ推進委員に果たしていただきたい役割等については御説明をさせていただきますし、また県等でスポーツ推進委員の会合や研修等もございしますので、そういったところへの参加を呼びかけてまいりたいと思います。以上です。

教育長 よろしいですか。

教育長 他に、御意見、御質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5（6） 議第8号「香芝市社会教育委員の委嘱について」

教育長 続きまして、案件（6）議第8号「香芝市社会教育委員の委嘱について」

を、事務局より説明お願いいたします。

隈崎教育部次長。

隈崎教育部次長 それでは議第8号「香芝市社会教育委員の委嘱について」の提案理由を説明させていただきます。議案書の12ページ、議案書別紙の4ページを御覧ください。

 本案は、香芝市社会教育委員につきまして、現委員が令和7年3月31日で任期満了となりますことから、香芝市社会教育委員に関する条例第2条第1項により改めまして別紙のとおり11名の委員の委嘱について議決を求めるものでございます。

 何とぞ慎重に御審議いただき、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。
 田中委員。

田中委員 この社会教育委員の方々、人選いただいた中で多少個人的に疑義がありますが、まずその前に、この社会教育委員会議の事務局は生涯学習課ということでしょうか。

教育長 隈崎教育部次長。

隈崎教育部次長 はい、そのとおりでございます。

教育長 田中委員。

田中委員 それと不勉強で大変申し訳ないのですが、この社会教育委員会議の具体的な動きや内容について少しお示し願いたいと思います。

教育長 隈崎教育部次長。

隈崎教育部次長 社会教育委員につきましては、社会教育法第15条に基づく委員でございます。期待していますお仕事なのですが、社会教育の全般にわたり地域の実情に応じた社会教育施策の実現に向けた助言をいただくということで、年度初め、それから年度末、また場合によっては途中で集まっていただくこともございますけれども、社会教育に関する事業をまとめた資料を提示しまして、御意見を頂戴しております。

教育長 よろしいですか。他に質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5（7） 議第9号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱について」

教育長 案件（7）議第9号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。
 隈崎教育部次長。

隈崎教育部次長 それでは議第9号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱について」の提案理由の説明をさせていただきます。議案書の13ページ、議案書別紙の5ページを御覧ください。

 本案は、香芝市公民館運営審議会委員につきまして、現委員が令和7年3月31日で任期満了となりますことから、香芝市公民館条例第4条第2項により、改めまして別紙のとおり7名の委員の委嘱について議決を求めるものでございます。

 何とぞ慎重に御審議いただき、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

教育長 本案につきまして、御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5（8） 議第10号「香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱について」

教育長 案件（8）議第10号「香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱について」事務局より説明をお願いいたします。

 隈崎教育部次長。

隈崎教育部次長 それでは議第10号「香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱について」の提案理由の説明をさせていただきます。議案書の14ページ、別紙6ページを御覧ください。

 本案は、香芝市地域学校協働活動推進員につきまして、現推進員が令和7年3月31日で任期満了となりますことから、社会教育法第9条の7によりまして、改めまして、別紙のとおり8名の推進員の委嘱について議決を求めるものでございます。令和7年度の推進員は、新任2名、継続6名でございます。なお、三和小学校区、二上小学校区、香芝東中学校区、真美ヶ丘東小学校区においては現状未定となっております。

 何とぞ慎重に御審議いただき、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。
 青木委員。

青木委員 地域学校協働活動推進員は、学校と地域の繋がりを持たず意味でも非常に大切な役割を果たしていただいているものと思います。

 ところが、今、事務局の言われたように4校区について未定となっております。これが途中で辞められたとか、例えば、この1年間だけであるならいいのですけれども、以前はコーディネーターと呼ばれた職で、もう約10年近くたつわけです。ところが、10年たってまだそういった方が見つからないというのは、少ししんどいのかなと思います。また、未定であるというようなことが続きますと、その地域におきまして協働活動が十分に行われなくなる恐れがあると思います。そのあたりについて御質問させていただきます。それが1点。

 もう1点は、先ほどスポーツ推進委員のところで申し上げましたように、この地域学校協働活動推進員とは何であるのか、どんなことをするのか、そ

の職務がわからない方も中にはおられるように思います。そういった研修を積んで、それも一番新しい研修をしていただかないと、地域学校協働活動が以前の支援活動であったり、また、学校運営協議会との関係が自転車の両輪であったりというような考え方をされているのでは、今のコミュニティ組織が崩壊していくおそれがあります。学校運営協議会との関わりは一体化していくというのが、今の一番新しい考え方だと私は思っております。そういった意味からも、しっかりと研修を積んでいく機会を与えていただければと思っております。いかがでしょうか。

教育長 隈崎教育部次長。

隈崎教育部次長 まず不在の4校区につきましては、学校、また、地域の協力もいただきながら探していきたいと思っております。また、研修についてですが、定期的にお集まりいただいて地域学校協働活動推進員さんの業務とは何か、情報交換をしながら学ぶ場というのもしつけておりますので、その中で、また改めて、今おっしゃったような新しい情報をできるだけ提供してまいりたいと考えております。

教育長 他に質問等はございませんか。

教育長 本件につきまして、御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5（9） 議第11号「香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」

教育長 案件（9）議第11号「香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」を事務局より説明をお願いいたします。
隈崎教育部次長。

隈崎教育部次長 それでは議第11号「香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和7年3月香芝市議会定例会において議決をいただきました体育施設条例の一部改正により、「夏期料金」が導入されたことに伴い香芝市体育施設条例施行規則について改正の必要が生じたので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第2条第2号の規定に基づき、条例施行規則の改正をお諮りするものです。

内容といたしましては、条例改正に伴う文言整理でございます。

何とぞ慎重に御審議いただき、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

教育長 本案につきまして、御異議ないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程 5 (10) 議第 12 号「令和 7 年度香芝市教育委員会事務局職員、幼稚園教職員及び用務員の人事について」

(11) 諮第 1 号「令和 7 年度認定こども園職員の人事について」

追加案件 (1) 議第 13 号「香芝市史編纂委員の委嘱の解任及び任命について」

教育長 案件 (10) 議第 12 号「令和 7 年度香芝市教育委員会事務局職員、幼稚園教職員及び用務員の人事について」、案件 (11) 諮第 1 号「令和 7 年度認定こども園職員の人事について」、追加案件 (1) 議第 13 号「香芝市史編さん委員の委嘱の解任及び任命について」は人事に関する案件ですので、秘密会として審議したいと思いますが、御異議はないでしょうか。

各委員 [「異議なし」との声あり]

教育長 御異議がないようですので、案件 (10)、案件 (11)、追加案件 (1) の審議を秘密会とさせていただきます。

教育長 傍聴の方は退席していただきますようお願いいたします。

教育長 暫時休憩します。

(非公開部分)

教育長 休憩を解き、再開いたします。

追加案件 (2) 議第 14 号「市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について」

教育長 追加案件 (2) 議第 14 号「市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について」を事務局より説明をお願いします。
玉村教育部次長。

玉村教育部次長 それでは、議第 14 号「市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について」の提案理由を申し上げます。追加の議案書 2 から 5 ページ、追加参考資料 1 ページから 4 ページを御覧いただけますでしょうか。

本案は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、市の令和 7 年 4 月の機構改革に合わせて事務の補助執行につきまして協議を行うものでございます。

内容でございますが、学童保育所につきまして、現在の協議書では事業の管理運営を教育委員会が補助執行しておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日からは市長部局において管理運営を行うこととする協議内容となっております。

何とぞ慎重に御審議いただきまして、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

教育長 本案につきまして、御異議はないでしょうか。

各委員 [「異議なし」との声あり]

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

追加案件（３） 議第１５号「香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止することについて」

教育長 追加案件（３）議第１５号「香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止することについて」を事務局より説明お願いいたします。
玉村教育部次長。

玉村教育部次長 それでは、議第１５号「香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止することについて」の提案理由を御説明申し上げます。
追加の議案書６ページから７ページ、追加の参考資料５ページから６ページを御覧いただけますでしょうか。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第２項第２号の規定に基づきまして、令和６年第１１回教育委員会会議で可決いただきました「香芝市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止すること」について議決を求めるものでございます。

廃止の理由といたしましては、令和７年８月２１日に締結した市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の７の規定に基づく協議書の内容と重複するところがございますことで、文書法制課と本規則につきまして改めて協議、検討を行った結果、廃止することが適切であるとの結論に至ったためでございます。

何とぞ慎重に御審議いただきまして、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

教育長 本案につきまして、御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程５（１２） その他

教育長 案件（１２）その他として各課より報告があればお願いします。

教育長 ございませんか。

教育長 よろしいですか。

教育長 それでは、本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和７年第３回教育委員会会議を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、慎重な審議ありがとうございました。以上で散会いたします。

（ 午後３時００分 終了 ）